令 和 ８ 年 １ １ 月 ２ 日

各　　位

新潟市水道事業管理者
水道局長　長井　亮一
（担当：総務部　経理課）

指 名 停 止 に つ い て

このたび、下記業者に対して、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「要領」という）第２条第１項並びに第３条第１項に基づき指名停止を行いました。

記

１　指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
①建装工業　株式会社 （ｹﾝｿｳｺｳｷﾞｮｳ ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ） 主たる営業所 東京都港区西新橋三丁目１１番１号 ②株式会社　Ｊ－ＢＩＳメンテナンス （ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ｼﾞｪｲﾋﾞｽﾒﾝﾃﾅﾝｽ） 主たる営業所 東京都千代田区鍛冶町二丁目６番１号 堀内ビル７階	①・② 令和８年１１月２日 ～ 令和９年５月１日 （６箇月）
③株式会社　シミズ・ビルライフケア （ｶﾌﾞｼｷｶﾞ ｼﾐｽﾞ･ﾋﾞﾙﾗｲﾌｹｱ） 主たる営業所 東京都中央区京橋二丁目１０番２号 ぬ利彦ビル南館	③令和８年１１月２日 ～ 令和９年２月１日 （３箇月）

２　指名停止理由

関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサル業務を設計コンサル業である株式会社リノシスコーポレーション又は株式会社翔設計に委託した上で発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第３条（不当

な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領別表第２第３号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止を行った。